

足寄町農業委員会 第26回総会会議録

自 令和 6 年 4 月 1 8 日

至 令和6年4月18日

足寄町農業委員会

令和6年4月18日 第26回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時40分

1 出席委員

3番 遠 國 和 宏	4番 上 妻 良 一	5番 菊 地 隆 志
6番 宮 口 孝 治	8番 遠 藤 勇	9番 人 見 華 代
10番 石 黒 彰	11番 岡 元 義 春	12番 吉 村 進

2 欠席委員

1番 餌 取 靖 徳	2番 吉 川 友 二	7番 松 田 博 幸
------------	------------	------------

3 議事に参与するもの

事 務 局 長 山 田 弘 幸
総務担当主査 留 田 篤 史

○議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 3 | 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について |
| 日程第 4 | 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |

第26回農業委員会総会

令和6年4月18日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和6年度第26回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番餌取靖徳委員、7番松田博幸委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、6番宮口孝治委員、8番遠藤勇委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、普通畑等を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年3月31日で、土地の引渡期日も令和6年3月31日です。

なお、解約された農地は、議案第2号3番4番で審議します。

2番を説明します。本件は、普通畑等を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年3月31日で、土地の引渡期日も令和6年3月31日です。

なお、解約された農地は、議案第2号1番2番で審議します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和6年度第1号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番2番は利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で説明します。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾23番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、34,581㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑等を売買により所有権の設定を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、
円、10アール当たり 円
で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾19番3ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、44,337㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の設定を行おうとするもので、所有権の移転時期

等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、
円、10アール当たり 円
で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、令和6年2月8日開催の螺湾地区の人・農地プラン協議での農地利用調整結果に基づき、取り進めた案件です。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番4番を説明します。

局長。

○事務局長 3番4番は利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で説明します。

3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾20番7ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は雑種地、畑、現況は畑です。

面積につきましては、3,628㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の設定を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、
円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

4番を説明します。利用権の設定等をす

る者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾20番18ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は畑、宅地、現況は畑です。

面積につきましては、84,399㎡のうち、70,000㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、令和6年2月8日開催の螺湾地区の人・農地プラン協議での農地利用調整結果に基づき、取り進めた案件です。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買、賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

5番を説明します。

局長。

○事務局長 5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登271番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、62,153㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の設定を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、

円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地区担当農業委員である遠藤委員と協議し、すでに当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地区担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年度第26回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 40分 閉会

議長 吉村 進

農業委員 宮口 孝治

農業委員 遠藤 勇
